

令和5年10月24日

発 言 者	発 言 要 旨
松井委員	<p>県内におけるこども110番連絡所（以下、連絡所という）の設置状況はどうか。また、指定を受けるための要件はあるのか。</p>
参事官（兼）生活安全企画課長	<p>過去5年間の設置件数は、令和元年が1万414か所、2年が1万2,241か所、3年が1万1,991か所、4年が1万1,222か所、5年が1万1,124か所となっている。3年以降、減少傾向が続いているが、小中学校の統廃合に伴って見直しを行っているためと思われる。</p> <p>指定を受けるための要件としては、通学路の近くに日中、家人等が在宅しているお宅や事業所等で、子どもが助けを求めたときに緊急避難場所を提供できることや子ども見守り活動等に協力できること等が挙げられる。</p>
松井委員	<p>子どもが頼れる場所があることは大事だと考える。連絡所の対応要領の周知はどうか。</p>
参事官（兼）生活安全企画課長	<p>活動内容や対応要領等を記載したマニュアルを作成しており、設置の際に交付している。また、随時、研修会を開催し、110番通報から警察官が到着するまでの間の対応方法等を指導している。併せて、やまがた110ネットワークの登録を依頼している。</p>
松井委員	<p>情勢の変化に合わせた設置の見直し状況はどうか。</p>
参事官（兼）生活安全企画課長	<p>警察や学校に寄せられる様々な要望を踏まえながら見直しを図っている。また、学校の統廃合や通学路の変更、子どもを巻き込んだ重大な事件の発生等の子どもを取り巻く情勢の変化等を勘案しながら見直しを行っている。</p>
松井委員	<p>連絡所の設置による具体的な成果はあるか。</p>
参事官（兼）生活安全企画課長	<p>令和4年10月、村山警察署管内で下校途中の小学1、2年生の女子児童3人が見知らぬ男から声をかけられ、近くの連絡所に逃げ込んだ際に、子どもたちを落ち着かせ、速やかに110番通報した結果、事案の早期解決につながった。また、3年8月には、米沢警察署管内で道に迷った小学1年生の男子児童が、近くの連絡所に助けを求めた際に、最寄りの交番へ通報し、その後、無事に家族に引き渡すことができた。</p>
松井委員	<p>幼少期に「大事にされた」、「守られた」といった経験は、その後の生き方に良い影響を与えていると考えているため、連絡所の取組みをより強化してほしい。</p>
松井委員	<p>令和4年のストーカー事案の認知状況は172件で、前年比60件増だが、近年の認知、検挙及び警告の状況はどうか。</p>
人身安全少年課長（兼）少年サ	<p>認知件数については、平成30年は88件、令和元年は122件、2年は156件、3年は112件、4年は172件である。ストーカー規制法による検挙状</p>

発 言 者	発 言 要 旨
ポートセンター長	況については、30年は4件、令和元年は9件、2年は8件、3年は4件、4年は7件である。刑法等による検挙については、30年は13件、元年は24件、2年は24件、3年は11件、4年は13件である。警告等の実施状況については、ストーカー規制法に基づく禁止命令は、30年は8件、元年は13件、2年は19件、3年は20件、4年は17件である。警告は、30年は23件、元年は29件、2年は16件、3年は3件、4年は4件である。
松井委員	ストーカー行為についてつきまといと暴行以外にどのような形態があるか。また、県内の状況はどうか。
人身安全少年課長（兼）少年サポートセンター長	<p>ストーカー行為は、つきまといや待ち伏せ面会、交際要求、無言電話や連続メール送信、GPS受信装置の取付け等、10形態に分類される。行為者は複数の形態でストーカー行為に及ぶことが多い。</p> <p>令和4年に認知したストーカー事案の形態別に多い順に、つきまとい、待ち伏せ、押しかけ等が91件、面会、交際等の義務のない行為の要求が72件、無言電話、連続電話、連続メール送信等が62件、著しく粗野又は乱暴な言動が21件、行動を監視している事項を告げる等が8件、性的羞恥心を害する事項を告げる等が5件、汚物、動物の死体等の送付等が1件、名誉を害する事項を告げる等が1件である。</p>
松井委員	全国的に凶悪なストーカー殺人事件が報道されているが、県内において類似する事件の発生はあるか。また、認知した場合の対応はどうか。
人身安全少年課長（兼）少年サポートセンター長	<p>ストーカー規制法が施行された平成12年以降、県内でストーカー事案として認知したもののうち、殺人等の被害者の命が奪われる事件に発展したものはない。</p> <p>認知時の警察の対応については、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法等の関係法令を駆使した加害者の検挙や警告の実施による加害行為の防止、被害者等の保護措置を徹底する等、組織的に対応している。被害者の保護措置については、安全な場所に速やかに避難させるのはもちろんのこと、緊急通報装置や防犯カメラ等の資機材を貸し出し、安全の確保に万全を期している。</p>
楳津委員	学校において不適切な事務処理等が多かったと思うが、令和4年度の指摘注意事項の状況はどうか。
奥山監査委員	学校における指摘注意事項は33件で、前年度から1件減少している。内容としては、業者への支払いの遅れや手当の誤り等の支出事務が適切でないものが最も多く17件、次いで、調停の遅れ等、収入事務が適切でないものが5件、2年連続で手当の支給を誤るなど、前回監査の指摘事項等の改善が適切でないものが5件となっている。
楳津委員	指摘注意事項に対して、今後どのように対処していくべきと考えるか。
奥山監査委員	事務の執行において、令和4年度は新型コロナへの対応等、全体的に事務量が増加し、事務担当者がコロナに感染するといった状況であった。また、所属において事務の進行管理が徹底されていなかったことや、担当者との関係規程等に対する理解が不十分であったことも不適切な事務処理の

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>要因であった。所属長の適切なマネジメントのもと、職員同士のコミュニケーションを活性化させて、風通しの良い職場風土を調整し、進捗状況の共有や協力体制の強化を図ることなどにより事務の適正執行を確保してもらいたい。</p>
五十嵐委員	<p>警察部門について、給与費中、一般職員費の内訳はどうか。また、警察官の総数及び女性警察官の人数はどうか。</p>
理事官（兼）警務課長	<p>一般職員費は、警察官及び職員に支払われる基本給、期末手当、宿日直手当、時間外手当、管理職手当等の総額となる。</p> <p>また、令和4年4月1日における警察官および職員の定数は、警察官は2,013人、職員は337人で、合計2,350人である。その内、女性警察官は206人、女性職員は159人で合計365人である。</p>
五十嵐委員	<p>特定事業主行動計画によれば、警察官に占める女性の割合の数値目標を12%程度としているが、若い女性を増やすには、様々な配慮が重要である。女性警察官の育児休業取得、有給休暇取得及び時間外勤務の状況はどうか。</p>
理事官（兼）警務課長	<p>令和4年に育児休業を申請した女性警察官は11人で取得率は100%である。申請された育児休業の日数の平均は531日である。女性警察官に限定した有給休暇の取得状況及び時間外の勤務状況の統計はない。</p>
五十嵐委員	<p>平成29年から年次有給休暇の取得日数があまり増えていないが、取得日数増加に向けた県警察の考えはどうか。</p>
理事官（兼）警務課長	<p>女性が働きやすい職場環境づくり及び女性の活躍促進と男性の育児参加を両輪として、取得日数の増加に努めていく。</p>
五十嵐委員	<p>警察の業務は年中無休で対応が必要であるが、職員によっては家庭の事情や子どもの学校行事等で休む必要が多々あると考える。女性警察官が希望する勤務シフトを受け入れる体制はどうか。</p>
理事官（兼）警務課長	<p>主に子育て中の女性警察官は、子どもの送迎等の時間を確保するため、勤務時間の開始、終了時間をスライドさせる早出遅出勤務を活用している。また、当直勤務については、子どもが成長した後も、頻度の軽減または曜日の調整等を行っている。このほか、女性警察官が早期に復帰しやすいように組織的に支援し、女性幹部の育成を含めた女性の活躍の推進を趣旨とする、チャレンジ職員制度を令和4年10月から運用している。</p>
五十嵐委員	<p>駐在所家族等報償費の詳細はどうか。</p>
理事官（兼）地域課長	<p>駐在所家族等報償費とは、家族協力報償金と公衆接遇報償金の二つの報償金のことである。家族協力報償金は、同居の配偶者等に支給する報償金であり、駐在所勤務員が警らや巡回連絡等で駐在所を不在にしているときの電話や来客への対応、事件事故が発生したときの本署への連絡等、駐在</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>所勤務員の職務に直接かつ継続的に協力することに対するものである。公衆接遇報償金とは、交番・駐在所等における来客用のお茶代や勤務員が地域の行事に出席する場合の会費等、地域警察活動上の必要経費として交付される報償金のことである。家族協力報償金については、令和4年度の実績としては、駐在所勤務員と同居する配偶者 54 人に支給しており、月額 71,000 円である。</p>
五十嵐委員	<p>社会的に賃金向上が叫ばれるなか、家族協力報償金の増額に関して県警察の考え方はどうか。</p>
理事官（兼）警務課長	<p>増額するかどうかは、諸般の事情を聞き取り等して検討していかなければならないと考えている。</p>
吉村委員	<p>令和4年度の小中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数はどうか。</p>
義務教育課長	<p>県独自の調査によると、いじめの認知件数については、合計で1万2,368件である。小学校が1万51件、中学校が2,054件、高等学校が207件、特別支援学校が56件である。</p>
吉村委員	<p>小人数学級編製の推進として、教育山形さんさんプラン（以下「さんさんプラン」という）が平成14年度から始まったが、これまでの事業の検証結果はどうか。</p>
義務教育課長	<p>約4年に一度、事業の効果検証のための会議を開催している。令和3年度から4年度にかけて、さんさんプラン検討委員会を設置し、効果検証を行った。成果としては、欠席する子どもが少ないこと、規範意識や自己肯定感の高まり等が挙げられる。一方、全国学力・学習状況調査において、算数・数学の平均正答率が全国より低く、課題と認識している。</p>
吉村委員	<p>さんさんプランは成果も上がっており、教育山形を体現するものになっているが、ICTの活用をはじめとする教育の在り方が大きく変化するなか、令和に時代に即した新しいさんさんプランを検討するべきと考えるがどうか。</p>
義務教育課長	<p>政府の学級編制の方向性について注視するとともに、本県における少人数学級編制の在り方については、さんさんプランの基本的な考え方である、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな指導を踏襲し、効果的な教員配置等について研究を続けていきたい。</p>
吉村委員	<p>山形スポーツタレント発掘事業が開始されてから15年目となるが、どのようなアスリートを輩出してきたのか。</p>
競技力向上・アスリート育成推進室長	<p>平成27年度にスキー競技とフェンシング競技において初めて年代別日本代表を輩出して以来、陸上ホッケー、ボート、ライフル射撃等の合計9競技において、延べ32人、実人数では16人の年代別日本代表を輩出している。 インターハイについては、令和4年度は、優勝6種目を含む20種目で</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>の入賞、5年度は優勝3種目を含む12種目での入賞である。国民スポーツ大会については、4年度は、優勝2種目を含む14種目の入賞で、5年度は優勝1種目を含む10種目の入賞など、国体やインターハイでも優勝、入賞する選手を多数輩出している。</p>
吉村委員	<p>部活動の地域移行が始まり、今後スポーツから離れてしまう子どもたちの増加が懸念されるが、今後の育成に係る所感はどうか。</p>
競技力向上・アスリート育成推進室長	<p>本県の競技力向上を担っているのは、紛れもなくジュニア強化の部分である。競技団体が主体となって行うジュニア強化や県で行う拠点型ジュニアクラブ強化事業を連携させて、山形県の競技力向上を図っていきたい。</p>
吉村委員	<p>令和4年度の学校管理下における事故災害の発生状況はどうか。</p>
保健・食育主幹	<p>令和4年度の速報値では、7,524件発生し、発生率は7.2%であった。例年、授業中の事故や部活動を含む課外指導での事故、休憩時間での事故が多くなっている。</p>
吉村委員	<p>登下校での事故は学校管理下における事故となるのか。</p>
保健・食育主幹	<p>文部科学省の見解では、登下校は学校管理下外となるが、日本スポーツ振興センターの保障の部分では、学校管理下内となる。</p>
吉村委員	<p>昨今、クマの出没が多いこともあり、登下校の安全確保のために、関係機関と連携をしながら対応していくべきと考えるがどうか。</p>
保健・食育主幹	<p>学校や教育委員会だけで子どもの登下校の安全を確保するのは難しい。地域のボランティアや警察の連絡所等の様々な機関と連携しながら見守っていく必要がある。市町村教育委員会では、クマ対策として、スクールバスの送迎範囲を広げている。今後とも市町村と協議しながら対応を検討していきたい。</p>
吉村委員	<p>令和4年度の街頭防犯カメラの設置状況はどうか。また、設置効果はどうか。</p>
参事官(兼)生活安全企画課長	<p>令和4年度における街頭防犯カメラの設置状況については、山形市双葉町地内のJR山形駅西口2台のほか、山形市成沢西地内に1台の計3台設置し、本年4月より運営している。このほか、平成25年12月に山形駅東口周辺に7台を設置しており、警察では計10台を運用管理している。</p> <p>その効果については、犯罪の予防はもちろん、凶悪な犯罪等が発生した場合に、速やかに被疑者を特定し、検挙する上で、客観的な証拠の収集にも極めて有効と考えている。</p>
吉村委員	<p>街頭防犯カメラの設置箇所を拡大することが県民の安心にもつながっていくと考えるが、今後の設置の考え方についてはどうか。</p>
参事官(兼)生活安全企画課長	<p>県内の犯罪情勢を適切に分析するとともに、これまで設置した街頭防犯カメラの効果を検証し、犯罪が比較的多く発生する繁華街等の事業者の要</p>

発 言 者	発 言 要 旨
吉村委員	望等を勘案しながら、設置箇所を検討していく。令和5年度からについては、現在、JR山形駅東口周辺に3台増設するため、必要な作業を進めている。 犯罪死見逃し防止対策事業費の内訳はどうか。
参事官（兼）刑事企画課長	令和4年度の犯罪死見逃し防止対策事業費の執行は、行政解剖費が656万3,230円、死亡時画像診断手数料が709万3,466円、死体検案立会い謝金が251万円、遠隔検視支援システムの賃借料が219万1,536円、その他消耗品等が953万4千円の合計2,789万3,232円である。
吉村委員	県内における死体取扱い数の推移はどうか。また、解剖の実施状況及び検視体制はどうか。
参事官（兼）刑事企画課長	県内における令和元年以降の死体取扱い総数は、元年は1,575体、2年は1,454体、3年は1,617体、4年は1,727体、5年は9月末現在で1,297体、前年比で41体増である。 県内における解剖の実施件数は、元年は152体、2年は142体、3年は131体、4年は169体、5年は9月末現在で187体、前年同期比63体増である。 検視体制については、警察署の捜査係員、鑑識係員が対応するとともに、捜査第1課の検視官が遺体の確認をしている。検視官は三交替勤務を実施しており、庄内地方にも機動捜査隊、庄内方面隊兼務の検視班を配置し、的確な検視業務の推進に努めている。
吉村委員	犯罪を見逃さないように様々な対応をしていることは高く評価できるが、今後の取組みはどうか。
参事官（兼）刑事企画課長	犯罪死の見逃しは殺人事件等の凶悪犯罪の見逃しを意味し、絶対にあってはならないことと考えている。犯罪死見逃しの防止に向けて、本部検視官の三交替勤務による臨場率の更なる向上、各種死体検査及び周辺捜査の着実な実施、犯罪死の疑いが少しでも残る死体の解剖の着実な実施等に努めていく。
楳津委員	医学部医学科への進学を目指す医進塾に参加する生徒数の推移及び参加した生徒の実際の進路はどうか。
高校教育課長（兼）教育デジタル化推進室長	令和3年度は70人、4年度は140人、5年度は75人と年度によってばらつきがある状況である。 また、5年度の大学入試では、医学部医学科に進学した現役生のうち約6割が医進塾に参加していた。
楳津委員	医進塾の開催は医師不足を解消するために、県内全域で受講できるようにオンライン開催等を実施していくべきと考えるがどうか。
高校教育課長（兼）教育デジタル化推進室長	医進塾では県内全域から高校生を集め、互いに切磋琢磨しながら医療に関する探究活動を行っている。探究活動は、学校の枠を越えてグループ編成のもと行っており、オンラインも活用しながら共に学びを進めている。

発 言 者	発 言 要 旨
楳津委員	小中学校において新聞を活用して、社会情勢の理解や郷土愛の醸成につなげる市町村の取組みに対する補助事業があるが、学校現場における状況はどうか。
教育政策課長	小学校では6年生を対象に、新聞記事に関するスピーチや個人新聞の作成及びプレゼン等が実施されている。中学校では、テーマを設定して、それに関する新聞記事を用いて研究し、発表する取組みを実施している。この事業の実績としては、小学校は226校中169校、中学校は92校中80校である。
楳津委員	本事業の支援を受けていない学校があるが、どのような理由があるのか。
教育政策課長	既に図書館に新聞を設置しているなどの事情で、支援を受けていない学校もある。
楳津委員	事業に対する学校現場の声や意見はどうか。
教育政策課長	現場のからは、発表する際の自分の考えの伝わりやすさについて、新聞を見て研究することで身に付いた、複数紙を見比べて意見や表現の違いを学べた等の意見がある。
楳津委員	児童生徒のICT活用を指導することができる教員の割合の目標値が74%、実績値が77.5%で目標を達成しているが、数値はどのように算出したのか。
高校教育課長 (兼) 教育デジタル化推進室長	数値は、文部科学省が毎年実施している学校における教育の情報化の実態等に関する調査の中で、児童生徒のICT活用を指導する能力に関する項目について、「できる」又は「ややできる」と回答した教員の割合となっている。
楳津委員	小国高等学校には沖縄出身の生徒もいたが、コーディネーターが高校や地域の魅力を発信し、県外の生徒にも魅力が伝わった結果、県外生徒の入学につながっていると考える。コーディネーター配置による効果や今後の取組みはどうか。
高校教育課長 (兼) 教育デジタル化推進室長	コーディネーターの配置により、地域外からの生徒募集が活発になり、志願者が増加した。また、学校の教育活動や魅力等について外部への発信が充実し、教員の負担軽減につながった。さらに学校と地域が連携協働した教育活動が継続的にできるようになり、生徒の主体性、協働性、探求性、社会性等の伸長につながった。今後も情報収集に努めるとともに学校や学校が所在する自治体にその取組みについて情報提供をしていきたい。
楳津委員	地元の生徒も県外からの生徒に刺激を受けているとのことだった。お互いが切磋琢磨できる取組みとなるため、継続してほしい。
楳津委員	重要犯罪とは具体的にどのようなものか。また、検挙率はどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
参事官（兼）刑事企画課長	<p>警察では殺人、強盗、放火、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買を重要犯罪としている。</p> <p>これらの令和4年の検挙率は、殺人は100%、強盗は認知なし、放火は100%、不同意性交等は120%、不同意わいせつは36.8%、略取誘拐および人身売買は100%である。</p>
楳津委員	<p>重要犯罪の検挙率は、目標の85%以上に対して、実績値は65.6%となっているが、達成できなかった要因をどのように考えるか。</p>
参事官（兼）刑事企画課長	<p>不同意わいせつの認知件数が増加した一方、検挙件数が減少したことが挙げられる。認知件数の増加の理由は一概に言えない。また、検挙件数が減少したのは、令和4年中に検挙に至らず、越年して検挙した事件が多かったことが考えられる。</p>
楳津委員	<p>犯罪抑止のために検挙率を高めていくことが重要と考えるが、今後の警察の取組みはどうか。</p>
参事官（兼）刑事企画課長	<p>重要犯罪については、個人の生命身体及び財産を侵害する度合いが高く、住民の脅威となっていることから、その検挙に重点を置いた捜査活動を行っている。これらの犯罪傾向や犯罪手口を的確に分析し、その結果に基づいた検挙活動を推進するほか、事件を認知した際は、総合力を発揮した最大限の組織力を持って、迅速に防犯カメラ捜査や聞き込み等の捜査を展開し、犯人の早期検挙を図っていく。</p>
楳津委員	<p>県民の早期避難意識の醸成のために実施する防災出前講座及び防災教室について、実施に至る経緯はどうか。</p>
警備第二課長	<p>平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、減災社会の実現と災害に強い山形県を目指す中で、災害発生時の被害を軽減するため、各地域の町内会等からの要請に応じる形で、警察官が現地に直接赴き、警察活動で得られた災害に関する基礎知識や、身近で役立つロープの結び方等を参加者に教示する場として、24年8月に防災出前講座と名付けて実施したのが始まりである。防災出前講座は、町内会や自主防災組織等の各種団体、企業等を対象に実施するものであり、防災教室は、学校の教育機関を対象に実施している。</p>
楳津委員	<p>防災出前講座等の講師や講座の内容はどうか。</p>
警備第二課長	<p>災害対策を所管する県警本部警備第二課の災害対策係が中心となって、講座等に活用する資料や各種アイテム等を提供し、災害対策係員はもちろん、各警察署の警備課員あるいは交番駐在所に勤務する地域警察官が主体となって講座を実施している。現在、講座等の業務を専門とする指導員の指定はないが、災害現場での活動を経験してきた機動隊経験者や、長年、災害対策業務に携わってきた警察官が、各所属において指導役になっている。また、講座等の内容は地域の特性に配慮し、各自治体が示すハザードマップをもとに、予想される被害や避難場所等、早期避難行動につながる情報の提供のほか、有事に備えた平素の準備や災害時に有効な防災グッズ等の紹介、応急担架や新聞紙でできる災害用スリッパの作り方等について</p>

発 言 者	発 言 要 旨
榎津委員 警備第二課長	<p>講座を実施している。</p> <p>防災出前講座等の実施回数や参加人数はどうか。</p> <p>令和元年は実施回数が1,566回で、受講者は4万4,327人、2年は実施回数が665回、受講者数は1万3,879人、3年は実施回数が262回、受講者数は4,950人、4年は実施回数が417回、受講者数は8,886人である。5年は9月末時点で、実施回数が172回で受講者数は3,737人である。</p>